

綾瀬市ネーミングライツ・パートナー選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市ネーミングライツ・パートナー選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 選定委員会に委員長をおく。

3 委員長は、庁舎管理を担当する課長をもって充てる。

4 委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 委員会は、その事案について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己又は3親等内の親族が代表者となっている団体又は直接の利害関係のある団体に関係する事案については、その審議に加わることができない。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、庁舎管理事務主管課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

別表（第2条関係）

委員
公共資産課長
秘書広報課長
企画課長
財政課長
都市整備課長
対象施設所管課長